

## 【ロシア】教育制度改革

海外立法情報課・津田 憂子

\* 2009年2月13日、教育関連の改正連邦法が公布された。これにより、「連邦大学」及び「国家研究大学」といった新しいカテゴリーの高等教育機関の設立が目指される。プーチン政権時代の教育制度改革を受け継いだメドベージェフ政権において、大学及び大学院専門教育の近代化が段階的に推進されつつある。

### 優先課題としての教育制度改革

プーチン政権時代に、教育分野は「優先的国家プロジェクト」として国政の最重要課題の1つに据えられ、教育の発展を目指した資金的援助、最新の教育設備の導入など、積極的な改革が行われた。メドベージェフ政権の教育制度改革はプーチン政権時代に達成された一定の成果を継承するものである。メドベージェフ大統領は大統領選挙に先立つ2008年2月の経済フォーラムの演説の中で、教育現場にインターネット設備を完備し、初等から中等教育へ連続性のある教育課程を導入することの必要性を説いた。同年11月の大統領年次教書演説でも優先課題の1つに教育制度改革を掲げ、今後の課題として、①ハイテク競争の世界に対応した教育内容の刷新、②優秀児童の発掘と支援システムの構築、③教員のスキル向上、④学校施設のリフォーム、⑤児童の健康管理、等を指摘した。

このように、ロシアでは教育の近代化に向けた制度改革が漸進的ではあるが実施されてきている。こうした中、2009年2月には、ソ連崩壊後の1992年7月に施行されたロシアにおける教育制度の基本法となっていた連邦法「教育について」のほか、「大学及び大学院専門教育について」及び「独立機関について」など、高等教育及びその機関に関する一連の連邦法が改正され公布された。主な改正点は以下の通りである。

### 新しい大学構想 — 「連邦大学」の定義 —

大学は教育機関、科学アカデミーは研究機関として機能していたソ連時代の伝統が受け継がれ、ロシアでは基本的に教育機能と研究機能は区別されていた。今回、この教育と研究機能を一体化した新しいカテゴリーの高等教育機関として、「連邦大学」及び「国家研究大学」が設置される。「連邦大学」は、世界に通用する新しい大学及び大学院専門教育プログラムが実施される教育の近代化を図る場であり、同時に、幅広い学問分野の基礎研究及び応用研究を行い、それらを統合した学際的視座を見出す場でもある。「連邦大学」は、教育活動を重視しつつ、後述する研究機能を充実させた「国家研究大学」を目指すことが奨励される。今後は、従来型の国立高等教育機関と「連邦大学」の2つのカテゴリーが併存することになる。前者は大統領令で承認されるが、後者は大統領の決定に従って政府（の指令及び決議）によって定められる。

### ステイタスとしての「国家研究大学」

「連邦大学」及びそれ以外の従来の大学のうち、高レベルの大学及び大学院専門教育を実践するほか、政府の認定を受けて幅広い分野の基礎研究及び応用研究を行うものには、10年の期限付きで「国家研究大学」の地位が付与される。認定にあたっては、科学、テクノロジー、経済、社会など多岐にわたる研究発展プログラムを作成し、政府に提出しなければならない。10年の期限内であっても認定基準を満たさなくなった「連邦大学」等は、政府の決定により「国家研究大学」の地位を失うことになる。

### 「連邦大学」の形態

「連邦大学」は、高等教育機関だけでなく、連邦の執行権力機関、国立科学アカデミー及びその地方支部の管轄下にある研究機関をも含む“自治的”法人とされ、ロシアの高等教育機関ヒエラルキーのトップに位置する。「連邦大学」を創設する場合、政府は連邦構成主体の立法及び執行権力機関の提案を考慮する。「連邦大学」の発展は、効率的な教育プロセスの実現条件及びそれに対する評価基準を定めた政府のプログラムに則って進められ、教育活動と研究活動の統合、物的・技術的基盤及び社会的・文化的インフラの近代化などが目指される。

「連邦大学」には、高等教育機関としての発展、必要財源の確保及びその使用に対する監視など、現在及び将来にわたる問題の解決を促す目的で管理会が創設される。管理会設立の手順及び任期、その管轄権限及び活動内容は、個々の大学の規定に従って決定される。

「連邦大学」の学長は政府が任命し、その任期は5年である。

### 大学への入学資格

従来は、国立大学への入学許可についてのみ具体的に規定されていたが、改正後は、国立・私立の如何を問わず、国の正式な認可を受けている大学への入学許可について包括的に規定された。正式認可を受けた大学への入学は、政府が授権する連邦の執行権力機関が定める方式に則り、一般教養科目に関する統一国家試験（日本の大学入試センター試験に当たる）の結果に基づいて決定される。合格条件は、連邦の執行権力機関が定める最低得点以上でなくてはならない。

参考文献(インターネット情報はすべて2009年4月16日現在である。)

・2009年2月10日付連邦法第18-Φ3号「連邦レベルの大学活動の問題に関するロシア連邦の法令の変更について」の原文に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。

<<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=050790>>

・2009年2月24日付ロシア連邦教育・科学省指令第57号「統一国家試験の実施方式の確立について」の原文については、教育・科学省のホームページより、以下を参照。

<[http://www.edu.ru/db-mon/mo/Data/d\\_09/m57.html](http://www.edu.ru/db-mon/mo/Data/d_09/m57.html)>